

仕様書「集積材処分等業務（小倉山歴史的風土特別保存地区）」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：水無瀬、浅倉 075-222-3476)

1 業務名

集積材処分等業務（小倉山歴史的風土特別保存地区）

2 業務の目的

小倉山歴史的風土特別保存地区内の所管地内において、市民ボランティア活動等で伐採した樹木を集積しているが、今後の活動において支障となるため、6月中旬までに撤去処分を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

4 履行場所

右京区嵯峨亀山町 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

6 業務内容

- ・小倉山山頂付近松植生地に点在する伐採樹木の幹、枝葉等の集積物（想定数量：約5 t）の運搬処分を行う。
- ・業務範囲である松植生地内では、大型車両での運搬等はできないため、パッカー車、小型ダンプ等の使用を想定している。
- ・集積場所には斜面等も含まれるため、人力による小運搬を含む。
- ・松くい虫被害木については、本市クリーンセンターでの焼却処分を確実に行うこと。

7 支払条件

- ・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び処分伝票の写しを添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

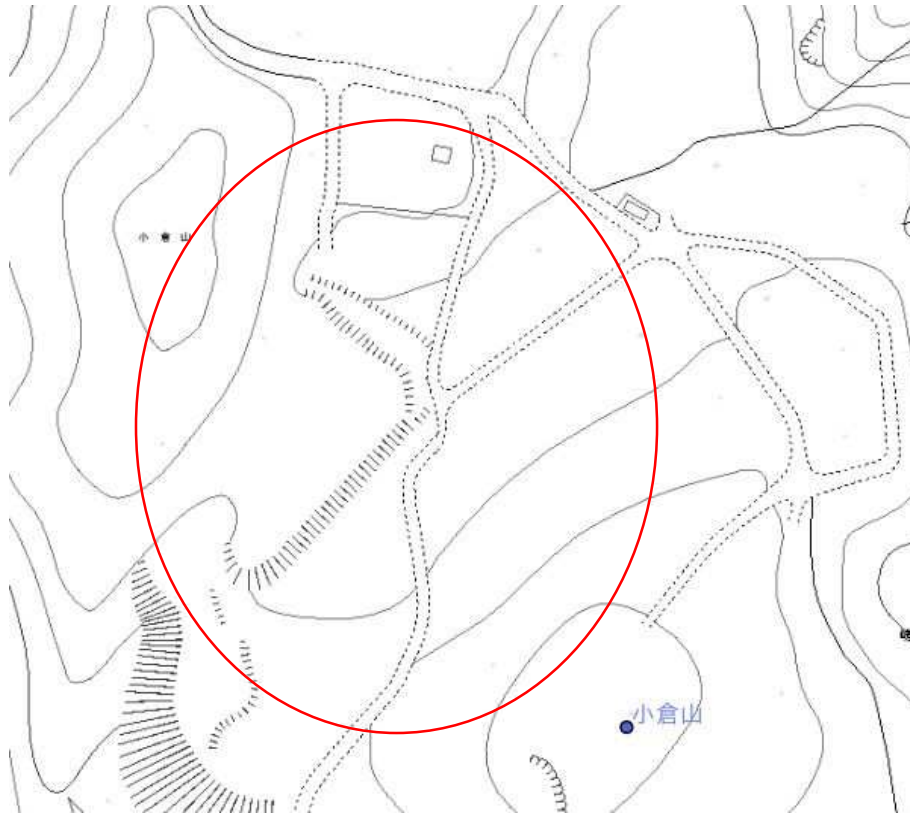
8 特記事項

- ・本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・業務範囲までは嵐山・高雄パークウェイ（有料道路）を通行するため、本市が発行す

る「車両通行証」（車両1台につき1枚必要とする。）をもって通行するものとする。そのため、あらかじめ通行車両台数及び作業工程表を作成し、担当職員へ提出したうえで「車両通行証」を受領し、通行する際は、必ず料金ゲートで提示すること。ただし、「車両通行証」を忘れた場合は、通常料金を支払い通行するものとし、紛失した場
合については、すみやかに監督職員へ報告を行うこと。なお、作業完了後は速やかに「車両通行証」を担当職員へ返却すること。

- ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

詳細図



現況写真



集積材処分箇所図

